

# 障害者差別解消法に係る大田区の取組について

## 基本方針

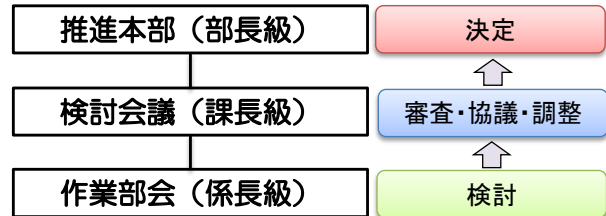
- 1 障がいのある人が安心して行政サービスを受けられるようにする。
- 2 障がいのある人に対し、区職員が適切に対応できるようにする。
- 3 障がい者差別の解消に向けて、大田区全体で取り組んでいく。

## 基本的な方向性

- 障がいを理由とする不当な差別的取扱いを禁止し、必要な合理的配慮が提供できるように、法の趣旨、障がい特性に応じて必要な対応等について、庁内への周知と職員への徹底を図る。
- 障がいのある人もない人も共に生きる大田区を実現するため、ユニバーサルデザインのまちづくりをはじめとした環境の整備、啓発活動などの取組をこれまで以上に推進する。

## 1 検討体制

- 両副区長を本部長、副本部長とする「大田区障害者差別解消推進本部」を設置。
- 本部に課長級の検討会議、係長級の作業部会を設置。



## 2 これまでの主な取組の概要

### ■対応要領の策定

- 法に基づき区職員が適切に対応するために必要な事項を定める。
- 策定に当たり、障がい者団体等及び自立支援協議会へのアンケート調査、パブリックコメント（平成27年12月11日～平成28年1月4日）を実施。

### ■相談体制の整備

- 障害福祉課、地域福祉課、障がい者総合サポートセンターを区の相談窓口とする。

### ■職員への研修・啓発

- 全ての職員に対し、必要な研修を継続的に実施していく。

### ■環境の整備

- 施設のバリアフリー化、情報アクセシビリティの向上等、必要な取組を進めていく。
- これまでの取組を整理し、新たな取組も含め、それぞれ見直しと充実を図っていく。

### ■区民等への啓発活動

- 聴覚障害者理解啓発講座、障害者権利条約に関する学習会など。

## 3 今年度の取組

### ■職員への研修・啓発

- 全ての職員に対し、必要な研修を継続的に実施していく（人材育成研修、職層研修等）。
- 庁内ネットワークに向けて必要な情報を発信し、共有する。

### ■区民等への啓発活動

- パンフレットを作成し、配布を通じて啓発を図る。
- 福祉部、障がい者総合サポートセンターを中心に、関係部局等と連携して進めていく。

### ■障害者差別解消支援地域協議会

- 障がい者差別に関する相談、紛争の解決・防止等を地域で推進していくための地域ネットワークを構築していく。
- 既存の会議体の性質や構成員の意見等を勘案しながら、区の実情を踏まえ、平成28年度中に設置の方向で検討を進めていく。